

○ひたちなか市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱

令和2年5月11日

告示第164号

(目的)

第1条 この要綱は、市内に存する木造住宅の所有者が当該木造住宅の耐震診断を受けようとするときに、市が耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施することにより、地震に対する建築物の安全性に関する知識の普及及び向上を図るとともに、木造住宅の耐震診断及び耐震改修を促進し、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸建住宅 一戸建ての木造住宅(店舗、事務所等住宅以外の用途を兼ねる住宅にあつては、住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上であるもの)をいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき、建築物の地震に対する安全性を一般診断法により評価することをいう。
- (3) 耐震診断士 茨城県木造住宅耐震診断士認定要綱第2条1項の規定により茨城県知事が認定した茨城県木造住宅耐震診断士をいう。

(対象建築物)

第3条 耐震診断士の派遣対象となる建築物(以下「対象建築物」という。)は、市内に存する次に掲げる要件のすべてに該当する戸建住宅とするものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する建築確認を受けて建築されたもの
- (3) 地上階数が2以下のもの
- (4) 自ら所有し、自己の居住の用に供するもの
- (5) 次に掲げる構造方法によって建築されたもの
  - ア 在来軸組構法
  - イ 枠組壁工法
- (6) 過去にこの要綱に基づく耐震診断を受けていないもの
- (7) 過去に市の他の制度による木造住宅耐震改修補助金の交付の対象となっていないもの

(派遣対象者)

第4条 耐震診断士の派遣を受けることができる者は、対象建築物の所有者で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市税(市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。)の未納がないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではないこと又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

（申込手続）

第5条 耐震診断士の派遣を受けようとする者は、木造住宅耐震診断申込書兼市税納付状況調査・確認同意書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（派遣の決定等）

第6条 市長は、前条の木造住宅耐震診断申込書兼市税納付状況調査・確認同意書の内容を審査し、耐震診断士の派遣を決定したときは、木造住宅耐震診断士派遣決定（変更）通知書（様式第2号）により当該申込者（以下「派遣決定者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、耐震診断士を派遣しないことを決定したときは、その理由を付けて木造住宅耐震診断士を派遣しない旨の通知書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の決定の内容に変更が生じたと認めるときは、木造住宅耐震診断士派遣決定（変更）通知書により派遣決定者に通知するものとする。

（耐震診断の辞退）

第7条 派遣決定者は、前条第1項による通知を受けた後、耐震診断を辞退するときは、速やかに、木造住宅耐震診断士派遣辞退届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（派遣決定の取消し）

第8条 市長は、派遣決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項の派遣の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付して、木造住宅耐震診断士派遣決定取消通知書（様式第5号）により派遣決定者に通知するものとする。

（耐震診断士の派遣）

第9条 市長は、第6条第1項の規定により耐震診断士の派遣を決定したときは、耐震診断士を派遣しなければならない。

（派遣費用の負担）

第10条 派遣決定者は、派遣に要する費用として、1戸につき、2,000円を負担するものとする。

2 派遣決定者が耐震診断以外の業務を耐震診断士に依頼した場合は、当該耐震診断以外の業務に関する費用は、派遣決定者の負担とする。

（結果報告）

第11条 耐震診断士は、耐震診断が完了したときは、速やかに、市長にその旨を報告しなければならない。

2 市長は、耐震診断の結果を木造住宅耐震診断結果報告書（様式第6号）により、速やかに、派遣決定者に通知するものとする。

（派遣決定者に対する指導）

第12条 市長は、木造住宅耐震診断結果報告書に基づき、対象建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、派遣決定者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

（守秘義務等）

第13条 耐震診断士は、当該耐震診断の業務に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。耐震診断士の登録の有効期間の終了後及び登録の取消し後も同様とする。

2 耐震診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

（1） 派遣事業に関し、派遣決定者に不必要な改修を勧めること。

（2） その他耐震診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

（業務の委託）

第14条 市長は、この要綱に規定する業務の一部又は全部を委託することができる。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

この告示は、公布の日から施行する。